静岡県静岡市葵区長尾
字中ウ子　五四番　一号
五一番　二号
五〇番　七号
四八番二地先国有地　八号
字蟹沢　一一二五番一一　三号
一一二六番　四号
一一二七番二一　五号
一一二七番二四　六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
丹谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県浜松市天竜区渡ケ島
字丹谷　一七五四番　十八号
一七六三番一　十六号及び十七号
一七六五番　一号及び二号
一七六七番三　三号
一七六八番二　四号及び五号
一七七〇番六　六号
字広岡　一七八〇番三　十三号
一七八〇番六　十二号
字中尾羽根　一七七七番一　十四号及び十五号
静岡県浜松市天竜区緑恵台
一〇六一番一　八号及び九号
一〇六一番一三四　七号
一〇六一番一三五　十号及び十一号

○国土交通省告示第百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
松浦川第二
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県鹿児島市桜島松浦町
一八〇番一　一号
一五八番　二号及び五号
一三四番　三号
一四三番　四号
七三八番一　六号
七四一番　七号
七五六番二　八号
七五七番　九号
七五九番　十号
七七〇番　十一号
七七三番一　十二号及び十三号
八一八番一　十四号
七一九番一　十五号
七一七番　十六号
七一二番一　十七号
七一一番　十八号
六八四番一　十九号
一八一番　二十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
高峯川三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷
鹿児島県薩摩郡さつま町泊野
字高峯　五二〇五番三
字園ノ段　五一六三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県さつま郡さつま町泊野
字高峯　五二〇〇番一　一号及び二号
五二〇一番一　三号
五二〇三番二　四号及び七号
五二〇五番三　五号
五二〇五番二　六号
五一九八番二　八号
五二〇六番一　九号
五一八七番二　十一号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
字園ノ段　五一六三番一　十号
木場谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

鹿児島県姶良市北山
字唐炭　二一五二番
二一五三番一及び二一五三番二
二一六〇番三から二一六〇番五まで
二一六六番四
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県姶良市北山
字上水流　二一四一番三　一号
字唐炭　二一五五番三　二号
二一五四番一　三号
二一五三番二　四号
二一六〇番五　五号
二一六〇番一　六号
二一五七番　七号

○海上保安庁告示第十五号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「MH　561　同」を削り、

「MH　974　同」を

「MH　974　同」

「JA　9561」

「JA　974A」

「JA　974A」

「JA　975A」に改める。

附　則

この告示は平成二十六年二月十二日から施行する。

○関東地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
藤沢市城南四丁目三二九番一から同市城南五丁目三七五番一地先まで	三六・〇メートル～四八・〇メートル	〇・二一五キロメートル
藤沢市城南二丁目七四五番一地先から同市城南二丁目二六五八番二まで	一〇・七メートル～二一・五メートル	〇・一五二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
船津川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋
字小勝原　八二八番二〇　一号及び十八号
八二八番八　二号及び三号
八二八番一一　四号
八二五番一　五号、六号及び八号
八二四番一　九号から十一号まで及び十六号並びに十七号
八二二番一　十二号から十四号まで
八二一番六　十五号
九六〇番一　七号
字石橋原